

参議院法務委員会會議録第四号

昭和三十一年二月二十一日(火曜日)
午前十一時十四分開会

委員の異動

二月十七日委員伊能芳雄君、木村守江君及び龜田得治君辭任につき、その補欠として大屋晋三君、大谷實雄君及び三橋八次郎君を議長において指名した。本日委員大屋晋三君及び三橋八次郎君辭任につき、その補欠として吉田萬次君及び龜田得治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 高田なほ子君
理事 井上 清一君
一松 定吉君
宮城タマヨ君
市川 房枝君

委員

西郷吉之助君
吉田 萬次君
赤松 常子君
小林 亦治君

衆議院議員

法務委員長 高橋 貞一君

政府委員

法務政務次官 松原 一彦君
法務省民事局長 村上 朝一君

事務局側

常任委員 西村 高見君
会専門員

説明員

最高裁判所長官 中川潤一郎君
代理者(事務総長) 岡家庭局長

本日の會議に付した案件

○外人登録法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)
○家事審判法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高田なほ子君) これより法務委員会を開会いたします。

議題に入ります前に、本日、法務委員の変更の通知がございますが、三橋八次郎さん、大屋晋三さんが辭任になられました。本日、龜田得治さん、吉田萬次さんが御出席になるようになっております。御紹介申し上げます。

○委員長(高田なほ子君) まず外国人登録法の一部を改正する法律案を議題に供します。法案について提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(松原一彦君) ただいま議題となりました外国人登録法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

現行外国人登録法は、昭和二十七年四月二十八日平和条約の発効と同時に施行され、その後数回にわたりまして改正をみておりますが、それはいずれも他の法律の改正に伴う条文の整理または本法の一部規定の施行期日の延期に関するものでありまして、制度の實質面に触れたものではなかったの

あります。

このたびの改正も、もちろんこの制度の本質的な部分については、何らの変更を加えるものではありませんが、ただこれまでのいわば形式的な改正と異なり、従来と全くの紛争を起して参りました外国人登録証明書の大量切りかえをこの秋に控え、より軌道に乗りつつあるこの制度の将来の運用の基礎をここに一そう確立し、今後はきわめて円滑にこれを実施することができるようにならうというねらいをもちまして、これに必要な手当をいたしますとともに、あわせて、この制度の運用に当っております地方公共団体、特にその第一線事務をつかさどっております市区町村の負担を軽減するため、その事務の簡素化をはかり、また、従来の規定の不備を補う等、現行法の実質面にもある程度の改正を加えようとする点であります。以下その大要について御説明申し上げます。

現行制度によりまして、登録証明書書の交付を受けた外国人は、登録証明書書の有効期間の切れる二年目ごとに登録証明書の切りかえ申請をしなければならぬことになっておりました。本年十月末ごろから来年一月ごろまでがその大量切りかえの時期に当り、その間に五十数万人に上る大量の外国人が一斉に市区町村の窓口で殺到し、しかも、このたびの切りかえにおいては、従来の大量切りかえのときと異なり、そのうち十四歳未満の者を除いた三十三数万人についてその申請と同時に指紋を押捺させなければならぬことになっており、市区町村の第一線に対して申請のあつたその日のうちにその全部の事務の処理を望むことは、明らかに不可能と申さなければなりません。

そこで、これまででも、申請のあつた日から一週間先とか、その一ヶ月も先に登録証明書を交付せざるを得ないような運用に、事実上追い込まれて参つたのであります。さらにこの切りかえの実施に当っては、過去においてその例を見たように、一部外国人の政治的な反対運動により、ますますその事務が困難になることも予想しないわけには参らず、従って、新たに指紋制度の加わつた今次の大量切りかえをスムーズに行いますことができないかどうかは、将来におけるわが外国人登録制度の運命を卜する一つの山と申しても過言ではないと信ずるのであります。

そこで、ただ今申し述べましたような事情を勘案いたしまして、市区町村においてその地区またはその時の事情に応じて、その事務をならして計画的に処理することができるようになるために、一般的に、登録証明書を即日交付することができないような、やむを得ない事情がある場合には、市区町村長において、別に何日から何日までという交付予定の期間を指定して、その期間内にこれを交付することができるようにするのと同時に指紋の押捺も登録証明書の交付の際に限らず、場合によってはただいま申し上げました別に指定する日に登録証明書を交付する際

に押させてもよいように改正するのであります。

しこうして、このようにしてこのたびの切りかえが無事行われた際におきましては、すでに指紋もつてありますことゆえ、その次からの切りかえは、従来のように二年目ごとといいたしませんでもよろしいと存ぜられますので、従来登録証明書の有効期間を二年と限つておりましたのをやめまして、三年目ごとに登録の確認を求める意味において登録証明書の切りかえをいたさせることに改めたのでございます。

さて、以上のように登録証明書の有効期間を限定しないこととするともに、登録証明書の交付申請の日とその実際の交付の日との間に間隔をおくことができるようになりました結果、その場で新しい登録証明書の交付を受けることができなかった者は、新たな登録証明書の交付を受けるまでの間は、古い登録証明書をそのまま所持しておればそれでよいことになったわけであり

次に、事務の簡素化につきましては、外国人が居住地を変更しようとする場合の事前届出の制度を廃止いたしましたことと、市区町村長が新規登録及び変更登録の申請猶予期間を延長する場合並びに登録証明書を再交付する場合に、都道府県知事の承認を要しないことに改め、また、市区町村または都道府県の設置分等によって居住地の名称が異なつた場合には、本人の申請を待たず、市区町村長が職権によって変更

登録を行うことができることとし、その他登録証明書の再交付申請書類を簡略化する等、都道府県及び市区町村の事務的負担の軽減をはかることとしたしました。

次に、現行法の規定の整備につきましては、まず、出入国管理令第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国した外国人が再入国した場合の取扱ひにつきましては新たな規定を設け、その者が出国する際に出国港において入国審査官に預けた登録証明書を再入国後市区町村長から返還を受ければよいこととする。また登録証明書の受領義務を新たに規定しました。また、本法による諸手続をする場合に、本人出頭の義務を明定し、かつ、代理人がこれらの手続をする場合にこれを妨げた者に対する罰則を設ける等現行規定の整備合理化をはかったものであります。

以上、簡単にこの法律案の提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

○委員長(高田なほ子君) 本案については本日は一応説明を聴取するのみにとどめたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。

○委員長(高田なほ子君) それでは次に家事審判法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案につきましては衆議院において修正になっております。修正点につきましては衆議院側から法務委員長高橋さんがお見えになっておりますので、御説明を承わりたいと

存じます。

○衆議院議員(高橋一君) 衆議院法務委員会におきましては、政府の提出いたしました家事審判法の一部を改正する法律案中、第十五条の二のうち、「権利者の申し出があるときは、義務の履行状況を調査し、義務者に對して、その義務の履行を勧告することが出来る。そういうふうな修正をいたしまして、その修正案並びに修正の部分を除く政府原案を可決いたしました次第であります。

政府の原案によりましますと、第十五条の二は、権利者の申し出があるときに限って調査並びに勧告をするというふうになっておらなかったわけでありまします。すなわち申し出があるなしにかかわらず義務の履行状況の調査なりあるいは義務の履行勧告をなし得るといふような形になっておりました。ところがいろいろの事情を検討いたしましたし、やはり権利者の申し出があるときに限って調査並びに履行の勧告をするということが妥当である、正しいと、そういう考えに相なりまして、修正を加えたわけでありまします。まあその理由のおもなるものとしたしましては、訴訟制度に關する一般的な、法律的な原則論はさておきまして、實際問題として家庭裁判所において審判なりあるいは調停なりが成立いたしましたして、権利義務の關係が確定しておる。そういう場合において、そののすべについて権利者の申し出があるなしにかかわらずすべについて調査なりあるいは履行勧告をするというところは非常な手続上の時間、努力、あるいは費用等を要しますのみならず、かえって中にはそういう調査あるいは勧告をするこ

が不相当である、こういうものがその中に相当含まれておると、これが家庭事件の特質のように考えられますので、やはり一般的に職権をもってやるというのではなく、権利者から申し出があった場合に限ってそれを行うというようにいたしますと、無益な調査なんというものがなくなるだけでなく、あつて起る弊害もその中に生まれてこない、こういうふうな面を考へつ、そうして申し出があつたときにこれを行うことによつて十分この法の目的を達成できるのだ、そういう結論に達したわけでありまします。そうしてその申し出というものは、何も正式な様式等を必要とするわけでもありませんし、これに關してまた印紙等を貼用する必要はないのであります。電話による申し出でもあるいははがきによる申し出でも、やはり権利者のそういう考えが家庭裁判所に通じさえすればそれでいいわけでありまして、権利者側の手数という点等から見ても、決して大きな負担になるものではないのだ、こういう見解に立つて修正を加えたわけでございます。この修正につきましては、自由民主党と社会党との共同提案によつて、法務委員会においては全会一致可決いたしましたような次第でございます。

○委員長(高田なほ子君) なお衆議院の修正点について政府当局の御意見を一応承わつておきたいと存じます。

○政府委員(村上朝一君) 政府原案におきましては、「権利者の申し出があるときは」という字句が入つておりま

ふけれども、審判または調停で定められた義務のすべてについて履行状況を調査し、また義務の履行を勧告するということは考へておりません。で、権利者の側で、審判または調停で定められた義務が履行されていない、何とかしてもらいたいという申し出が、何かの形で家庭裁判所に行われました場合には、履行状況を調査し、必要があると思へば履行を勧告するといふことになると思へますので、趣旨におきましては衆議院修正の通りで、原案も同様の趣旨でございます。で、この修正につきましては政府といたしまして別段異議はございません。

○委員長(高田なほ子君) 引き続きまして、最高裁判所側から修正点を含む全体についての御意見を伺いたいと存じます。

○説明員(宇田川潤四郎君) 家事審判法第十五条第二の修正点について私どもの考へておるところをちょっと申し上げたいと思ひます。

家事審判法第十五条の二ができましたときの立法経過を申し上げますと、初め権利者の申立というところが必要なんじゃないかろうかという議論があつたのでございまして。と申しますのは、何と申しましても裁判所のことでありますので、当事者の申立を受けて立つということが原則である。これは民事訴訟法に流れておる大きな当事者主義の原則の一つの表われだと思ひるのでございまして、さうな次第で、権利者の申立というところを入れるべきだというふうな議論が法律案の作成に關する審議の間でもあつたわけでありまします。これは民事訴訟法的な考へ方からいいますと、もつともなこととてございまして、し

かしながら家庭裁判所は地方裁判所その他の裁判所と違ひまして、御承知の通り行政的な機能、一般にソーシング・ケース・ワークの機能と申しますか、そういう機能を持つておるのでございまして、従ひましてその機能の發揮を期する上にはどうしても家庭裁判所で審判のしつぱなし、あるいは調停のしつぱなしではその目的を達することができないので、ぜひとも家庭裁判所は審判の結果、調停の結果にも責任を持つような法制に改むべきである、言いかえますと、家庭裁判所は家庭裁判所の義務としてアフター・ケア、本件の履行確保のようなものをなさなくちゃならないのじゃないかというふうな議論が、相当強く主張されたのでございまして。先般衆議院の法務委員会における審議に際しまして、参考人の田辺繁子さんは、この規定は義務の履行状況を調査し、義務者に對してその義務の履行を勧告することができるといふのではなまぬるもので、むしろ義務の履行を勧告しなければならぬといふような規定に改むべきだといふようなことを申しておられました。この御発言もまさしくさうな理想に基くものと考えるのでございまして。そこで私どもといたしましては、田辺繁子さんのおっしゃる通りに、義務の履行を勧告しなければならぬといふようなことは、今の家庭裁判所の人員の事情等からして、理想はけっこうでございますが、できないといふことで、ここには義務の履行を勧告することができるといふふうに規定すべきじゃないかというところになった次第でござい

ます。けれども家庭裁判所は当事者の申し出があつた場合のみ受けて立つとい

うようなことは、先ほど申しました理念から申しまして多少疑問もございまして、まあ申立というようなことはここに規定しない方が家庭裁判所の理想、性格を現わすのではなからうかというようなこと、そういう条文をおくことを極力避けたのでございまして。と同時に、先ほど衆議院の高橋法務委員長が申されましたように、申立というようなことになりますと訴訟の印紙も要りますし、また申立には非訟事件手続法等に手続が定まっておりますので、その手続を権利者に踏ませることは実情にそぐわないからいざいざと申しますので、まあ申立ということは極力避くべきだと、こう考えたのでございまして。しかしながら先ほど法務委員長の申しられたように、権利者の申出ということにするならば、印紙の貼用も必要でないし、またいわゆる申立民事、家事審判法あるいは非訟事件手続法で定められていた厳格な申立の形式ということも踏まないで済むというような結論に達しましたので、若干家庭裁判所の性格、理念からは遠ざかるくらいはありますけれども、権利者の申出という点については、まあやむなく同意したような次第でござい

ます。

○委員長(高田なほ子君) 本案についての御質疑のおありの方は……。

○宮城タマヨ君 この衆議院の修正点につきまして、高橋法務委員長にもっとお伺いしたいのです。先ほど御説明の中に、いろいろ調査してみたら、家庭裁判所の審判で定められた義務の履行状況を調査したり、義務者に対してその義務の履行を勧告するとい

うことは不適当な場合があるとお

っしゃったんですが、その場合というのはどういう場合なんですか。

○衆議院議員(高橋一君) それはまあ御存じのように、家庭事件は権利者と義務者の間にまだ親族関係が存在しておるというものもありますし、それからまあかつて親族関係であったというような事情もあり、それからまた子でもおります場合には、義務者のうちに子が養育されておるというようなことも相当あると思っておりますので、権利者の意思いかんにかかわらずこの調査なり勧告なりをいたしますというのと、かつて家事審判法の根本目的である親族関係の平和とか家庭の健全な発達という点に対して支障を来たすものがあるとか常識上考えられる、こういうふうに見たわけでありまして。なお具体的な例をあげて申しますと、まあ前の夫と離婚をした方が、そしてその夫たりし人に対して、妻たりし人が金銭上の給付を受ける権利を審判あるいは調停等で得ておるといふ場合に、その婦人の方が他の人と結婚をして新家庭を営む。そういうときに、その履行に関する調査をいたしますには、これはやはり権利者なり義務者なりに事実を聞くというようなことが必要であると思

います。そういう場合に、新家庭を営んでおる所に行つて、前の夫の履行状況はどうであるとかいうようなことを本人の意思いかんにかかわらず調査するといふようなことは、かえつて新しく管んでおる家庭の間におもしろからざる波紋等が起るといふことも考えられるので、これはまあ一例であります

が、そういうような問題が相当起るのではないかと、そういうふうに考えられるわけでありまして。

○宮城タマヨ君 いま一つ伺いたいの

でございまして、この「権利者の申出があるときは」というこの修正なされた点でございまして、今まで実務上、子供が泣き寝入りをしておるといううな場合が非常に多かったと思

います。それで審判や調停で定められ

たことの履行を確保することは、私ども長年希望しておったのでござい

ますが、ところがほんとうは今までも、これはまあこの法律の審議をします上

に実際問題を突込んで聞きたいと思

っている点なんですけれども、これは申

立をしなければこの調査も、それから勧告もできぬということになります

という点、やはり今まで通り泣き寝入りをしてそれで済ますというようなことが多くないかと思うのでござい

ますけれども、そういう点はどうでございしたでしようか。

○衆議院議員(高橋一君) その点につきましましてはまあいろいろの問題があると思つてはいます。私どもももちろん家庭裁判所において審判なりあるいは調停が行われて、権利義務の関係が確定しておる。その義務の履行が確保されなければならぬという基本的な立場に立っているという検討したわけであり

ます。ただ実情としましては、審判なり調停がございましたこの数は、資料によつて明らかになっております。それに、相当たくさんあるわけでは

な。ただ皆さんの問題について履行の時期がきておるものを、一切残らず職権でかりに調査あるいは勧告するといふこ

とになりますと、先ほど宇田川家庭局長からのお話がありましたように、費用の点において、努力の点において、時間の点において、すなわち訴訟経済

の原則と申しますか、そういうものに

対して非常に反して、やつたことがそれだけの犠牲に對しての対価というものが思ふやうに得られないという面が

一つあるわけでありまして。むだをやら

ないやうにしようということが一つのねらいであります。そして泣き寝入りでもって債権者が債権の確保をなし

得ないということは、これは宮城委員のおっしゃる通り、私どもとしても非

常に嘆かわしいことだと思ひます。その問題を、犠牲を少くしてどう

して解決するかといひますと、これは申出といふことをごく簡単な方法で

やすにやつていただけるような制度にしておけば、そしてこの法律が存在し

ておるといふことを他の方法でいろいろ国民の間に普及さして参りますとい

うと、申出そのものにその大きな犠牲を払つていただくわけでもありません

し、また特にいやな思ひをしていただくというやうなこともなくして

わけでありまして、それだけのことは権利者の方でやつていただくこと

と、そういうふうにいたしますと、権利者の意思に従つて、すなわち泣き

寝入りをするなというところなくして、しかもいやな思ひをせず、その犠牲を払わないでこの法律が動いていけるというやうに考えましたので、私どもは法律を知らない方がいらつしやると、ときには例外もあるかもしれませ

んが、できるだけ法律の存在といふことを普及徹底させることによつて、この問題を解決していこう、そうすれば各方面から考へて適当なところに落ちつくものである、私どもの考へておる履行確保という問題も解決がついていくんだと、こういう確信を得られたよう

な次第であります。

○宮城タマヨ君 御説明はよく私もわかりました。家庭裁判所のほんとうの本質から考へまして、やはりこれは

ス・ワークでもあり、そして先ほど局長おっしゃったんですが、この家庭裁

判所の審判は、やはりどこまでも

タ・ケアというものが一番大事な点だろ

うと思ふのですが、実際からい

うと、憲法で男女の法の上の平等はうた

われておりますけれども、全く今までも不平等だといふことを強く感じます

のはこの点だったのでござい

ます。でございますから、今度こそほんとうに

すみずみまで法の上の平等といふことを考へ、そして家庭裁判所のあ

のほうに新しい裁判の制度によつて、家庭裁判所が責任を果し得るやうな道に

ついて、予算等の支障があるといふのなら、また別の道でそれを是正してい

くといふことの方がいいのであつて、こ

こで法律のあり方を一々説明しな

ればわからないものが今日の女にたく

さんございまして、それは非常に残念なことなん

でございまして、どうかといつてほうつておいては、せつかつの権利を放棄するといふやうなことをさせておくといふことは、実に法の不備になつてくるのじゃないかといふやうに心配してゐるのでござい

ます。この点は今御説明下さつたので、大体衆議院の方の説明の御趣旨はわかつておりますが、私は非常にその点心配してゐるのでござい

ます。

○衆議院議員(高橋一君) 先ほど申し上げておわ

り下さつたことを非常に喜ぶわけ

でございまして、なお一言つけ加

えさせていただきますと、お説のよ

うに家庭裁判所の本質、それに家庭事

第三部 法務委員会會議録第四号

昭和三十一年二月二十一日【衆議院】

三

件の特質という点から考えますと、やはりア・ケアというところは、これは必要であるというところは私ども十分考へておるわけでありまして、しかしながらいろいろの面から考えまして、それを行ふことによって弊害というものをいささかもそこに生ぜしめないでやうに参りたい。すなわちそのア・ケア・ケアにもおのずから限度と申しますか、調和点があるものである。そういうふうに見ておるわけでありまして、従つて政府原案で、ある例えは支払い履行の命令をいたします場合においても、やはり権利者の申立てを、これは申出ではありませんが、正式に申立てを必要とするというところに線を引いておるわけでありまして、調査なり勧告は、その申立ての線よりはさらに範囲を広げまして、まあ簡単な方法で、そういう犠牲を払わないで、いやな思いをしないで、申出をしさえすればいいのだ、こういう方法をとって参ることによつて、そう権利者が自分の意思に反して権利の実行ができないというやうなことはない、こういうふうな見解に立ったのでございまして、その点御了承をお願いいたします。

○一松定吉君 原案並びに修正案をよく見ると、私はどつちも悪いと思ふ。なぜ悪いかというと、まず原案の通りにいたしますと、結局「義務の履行を勧告することができ」と従つてせぬでもない。それで、履行を勧告しなかならぬのに、してもいいせぬでもない、それではせっかく家庭裁判所において家事審判をしたことがおぼろげにされるおそれがある。だからして原案の通りに勧告することができるといふことは、その意味においてどう

かというところ、ごく怠慢です。それから今度は権利者の申出があるときはしなかならぬ。今度は修正案のように入れると、権利者の申出があったときだけしなかならぬ。権利者の申出がなければはうっておいでもいいということになる。これはどつちも悪いことになる。私はこれはどういふふうにした方がいいと思ふ。「家庭裁判所は、審判で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対して、その義務の履行を勧告することができ」と、これは原案の通りに生かして、ただし権利者の申出があるときには、勧告しなかならぬ、こういうふうにするれば、両方どちらにも有効適切になる。それを衆議院のようになると、申出があったときには、勧告することができだが、申出がなかったときには、勧告をせぬでもいい。原案の通りにしておくと、勧告してもよければ、せぬでもない。裁判所の勝手である。こういうことになれば、これはどつちも欠陥がある。それよりも原案を生かして、ただし申出があったときには、しなかならぬ、と、こういうふうにするれば、両方生きるといふことになるから、私はそういうふうにした方が立案者の趣旨にもかない、衆議院の修正の趣旨にもかない、私はこう思う。また修正とか何とかいふ問題のときに申上げますが、そういう意味において考へておりますが、それについて提案者の方と、修正者の方とのもう一応の御説明を求めたいといふことが一つ。

第十五条の三もそうです。第十五条の三も「義務の履行を怠つた者がある場合において、」しかも「相当と認めるときは」「一命ずることができ」とやうに命じてもよければ命ぜぬでもいいといふことになる。これはやうばりいけません。すでに義務を怠つた者があつたことを家庭裁判所が認めて、しかもこれには、勧告することが相当であると認めたとするときは、進んで勧告しなかならぬとした方がいい。しかしながらこれを原案の通りにしておいて、やうばり第十五条の二と同じように原案のようによつてそれを場合によつては裁判所の自由判断にした方がいいか、せぬ方がいいかといふことで、そこは自由判断にまかして置いて、ただし権利者の申出があったときには、しなかならぬ、と、こういうふうには、しなかならぬ、と、今私が申し上げたと同じような趣旨にすれば、第十五条の二も第十五条の三も同じような趣旨にできるのみならず、第十五条の三の「権利者の申立」第十五条の二は「申出」として、こちらを「申立」として手数のかかるやうなことを、文字を二つに使い分けるといふことは、これはよくないです。これは関係者をしてかえつて複雑多岐に至らしめるのだから、やはり衆議院の修正者の高橋君の説明したやうに、要らぬ手数をかけた、印紙代を使わせたりしないでも、第十五条の二と同じように、「申出」といふ文字を使つたと同じように、第十五条の三も権利者の申出があったときにはしなかならぬ、と、こういうふうにするれば、第十五条の二も第十五条の三も同じような趣旨に首尾一貫していいじゃないか、こう私は思つておりますが、まず提案者の方からの御意見を承わり、その次に修正者の高橋委員長の方からも御意見を承わりたい。

○政府委員(村上朝一君) ただいま御指摘の点は、立案に関係いたしました者の考へといたしましては、第十五条の二及び第十五条の三にありますが「できる」とありますのは、これは家庭裁判所にこういうことをする権能を与えるという趣旨を表わすつもりで用いたの

○一松定吉君 それでは私に対する答へにあらぬじゃないか。私の尋ねるのは、それでは家庭裁判所が勧告してもよければせぬでもいいとほつたらかすことがあつたら、それだからしてほつたらかすことがあつたら、今衆議院のやうな修正案が出る。だから原案を生かして置いて、家庭裁判所の自由調査範囲にまかせるということにおいて勧告することができるといふことはよろしい。しかしながらほつたらかして

判所に与えておきますれば、家庭裁判所は相当と認めるときには、必ずしも履行命令を発するであらうといふことが期待できると考へたのでありまして、「できる」とあるからしてもいい、しな

○一松定吉君 どうですかね、あなたは法律の専門家だから、「できる」といふことはしなかならぬといふ意味と違つていふ。してもよければ、せぬでもいいといふ意味でしょう。これは、今あなたの言われたやうに、するであらうといふことでほつたらかして置くことは、よくないじゃないですか。それならば、それは明確に、法律の制定の趣旨に従つて勧告することがいいなら、勧告しなかならぬとした方がよくはないか。しかしそれはあなたの方の原案を生かすのですよ。生かして置いて、ただし申出があったときは、しなかならぬ、と、両方を一つ生かしてやつたらば、いよいよ法文が生きてきやしないか。あなたに尋ねるのは、原案だけのことじゃないのだ。原案に対して、衆議院の修正したやうなことを加へてした方が完全でありませんかと聞くのだから、あなたの提案をしたことだけのお答えじゃお答えになりませんか、それを聞きたいのです。原案はこうであつたのだ

○政府委員(村上朝一君) 第十五条の二の方は「勧告することができ」とございしますけれども、履行状況を調査した結果、履行を確保するために、履行の勧告をする必要があると考へたときには、必ず勧告が行われるであらうといふ趣旨で、権能を与えておけば家庭裁判所はその権能を有効に行使するといふ期待のもとにかよつた規定ができ

また第十五条の三の方も、「履行をなすべきことを命ずることができ」とございしますけれども、これはかやうな場合に履行命令を発する権能を家庭裁判

また十五條の三の方も、「履行をなすべきことを命ずることができ」とございしますけれども、これはかやうな場合に履行命令を発する権能を家庭裁判

また十五條の三の方も、「履行をなすべきことを命ずることができ」とございしますけれども、これはかやうな場合に履行命令を発する権能を家庭裁判

また十五條の三の方も、「履行をなすべきことを命ずることができ」とございしますけれども、これはかやうな場合に履行命令を発する権能を家庭裁判

が完全になるじゃないか。その完全になることについてのあなたの御意見はどうですかと聞くのです。原案を聞くではありません。原案はそうであるが、それに十五條の二に、衆議院の方で、「権利者の申出があるときは」と入れられたのを、今一歩進んで、申出があるときには、しなければならぬ。十五條の三は、「相当」とすでに認められたのであるから、そのときにはするであらうではないか。そのときにははいわゆるするであらうというような……家庭裁判についてはいろいろな内部事情があるからして、その内部事情に、外部からあまり力強く干渉することはよくないから、そういう文字を使うことも微やかであらう、それは私も認める。しかしながら、権利者の申出があったときには、命じなければならぬとやった方が、両方とも家庭裁判所の審判というものを有効適切に生かすゆえんではありませんか。それについての提案者の御意見を聞く。あなたの方にはそれを聞くのです。衆議院の方には、しなければならぬとせずして、なまぬい「履行を勧告することができる」としては、してもせぬでもいいというような、文字ではおもしろくないから、しなければならぬと書いてからどうですかというのを、これは衆議院の委員長に御意見を聞く。

○政府委員(村上朝一君) ただいまの一松委員の御意見につきましまして、研究いたしました上でお答えいたします。○衆議院議員(高橋福一君) 勧告することができるとか、履行を命ずることができるとか、「できる」というのは、政府委員からも先ほど御説明があらしましたように、家庭裁判所に対して、それだけの権限を認めるわけですから。そしてそれをなす権限を与えたところには、やはり公正にその権限を行使しなければならぬ私どもは責任、義務がある、こういうふうに見ておるわけでありまして。そして家庭裁判所というものをやはり信頼して、家庭裁判所はどこまでも自分の与えられた職務権限というものを公正妥当に執行するであらう。執行しなければならぬ。こういうふうな考えの上に立つて、この「できる」という言葉によって十分本法の目的は実現できる、こういうふうな考えをおるわけでありまして。そして十五條の三は、やはり「申立」ということにとどめておいて、十五條の二だけを「申出」ということに改めました点は、やはり十五條の三でありますと、その履行を命じますし、そしてその命令に従わないときには、これは二十八條によって過料に処するといふような規定があるわけでありまして、電話だとかあるいははがき等から、家庭裁判所に連絡されたということだけをもってしたのでは、いろいろのところに弊害が生ずる。やはり正式な申立をするという形式も整え、そしてまた印紙を貼用するといふ厳格にして間違いない方法をとることが相当であると考へ、履行の調査なりあるいはまた勧告といふことは、先ほど来申し上げましたように、でき得るだけ権利者の犠牲を少なくし、十分にその意思が家庭裁判所に通ずるようによつて電話でもあるいははがきでも口頭でもその他の書面でも、いかなる方法を開かず、とにかく申し出て権利者の意思が家庭裁判所に理解できればそれでいいという方法をとったわけでございます。

○一松定吉君 提案者の方で研究してから答えるということ、それは私は今ここで無理にお答え下さいとは言いませんが、衆議院の高橋委員長のお考えですが、「勧告することができる」とか「命ずることができる」といふようなことは、なるほどそういうことをすることはできる。できるけれども、できることはせぬでもない。そのせぬでもないといふことになってくると、今せっかく家庭内部のいざこざを裁判所に持ち出して審判を受けて、そしてその審判の結果、あつたこれ自分の目的も達したとして権利者が喜んでゐるのに、裁判所がはたらかして置く。それではいけないから、権利者が一つこういふ履行をやつて下さいといふことを申し出たときには、裁判所は、初めからの家庭紛議の問題に牽連して、権利者がこゝまで主張するならば、これをはたらかすことができないからというところ、積極的に出るといふことの方がいいのではなからうか。これは私はそういう意味において、せっかく家庭紛議を裁判所に持ち出して解決してもらつて、裁判所のおかげでわれわれは角突き合はすことはせぬですむようになつたと思つてゐるにかかわらず、やっぱり裁判所はほつたらかして置くといふようなことは困るから、そこでしなければならぬとした方がよくはないか。もしなければならぬといふ法文にこれをせぬなら、こゝういふことだけでは裁判所が勧告をしない、命じないといふときには、この救済法を設けなければならぬ。あれだけのことを言つてゐるにかかわらず、勧告をまだしてくれない、あれだけのことをしてゐるにかかわら

ずいまだに命令もしてくれないといふならば、救済法を設けて何日内に勧告をしないときには、何日内に履行を命じてくれぬときには、抗告の申立をすることができ、もしくは異議の申立をすることができるとか何とかいふ救済法がなければ、このままでは動かないじゃありませんか。それによつて今官城さんのおっしゃつたように、今までこゝういふことがはたらかしてゐる、今までのような弊害を生んだからして、はたらかしてゐないにしようにしなければならぬと思つたのに、これではどうも不徹底ではありませんかといふ質問が起るゆえんはここにあると私は思ふ。その点について今一つ両方から御意見を承りたい。

○政府委員(村上朝一君) 先ほど申し上げました通り、研究いたしました上でお答えいたします。

○衆議院議員(高橋福一君) 私は一松委員のこの御質問は、裁判所にこゝういふに命令的にしないと、どうも法律の目的が達せられないのではないかと、こゝういふ御意見であります。私も、私も衆議院法務委員会において審議して考へましたところでは、先ほど申し上げましたように、「できる」といふ裁判所に対してその権限を与えることによつて、その権限を正当に行使するところの責任、義務があるわけでありまして、現在のこゝう第十五條の二のような規定がないにもかかわらず、家庭裁判所においては家庭裁判所の使命といふことを実質的に十分考へて、履行の状況を調査もし、あるいはそれを勧告しておられる、こゝういふ実情及び法律の上から考へます家庭裁判所本来の使命といふことを思ひます。

○一松定吉君 高橋君と議論をかわす必要もないのですが、しかし今あなたのこゝういふことに解釈して、義務の履行を勧告することができぬならば、おれは申出があつても勧告せぬといふこともできるのだ。そのときはどうするのですか。勧告することができぬのだけれども、権利者はそういう申出をするけれども、おれは勧告することができないのだけれども、勧告する必要があると思つてから勧告せぬと言へばそれきりでしよう。法文解釈としては「勧告することができぬ」とあるからして、裁判所は必ず勧告しなければならぬ義務があるのだといふことと、この文字の解釈は一樣ではないからして、そこを心配するのです。裁判官が全部あなたのようなお考えで、こゝういふような権限を与えられたから、申出があつたから、これは勧告しなければならぬのだといふて、義務づけられておる行動だと思つて行動してくれば問題はありませぬよ。しかし勧告することができぬのだがおれは勧告せぬのだと言われたときには、その権利者の救済方法を設けなければならぬ。その救済方法を設けぬで、義務の履行は勧告しないと言われたら、それきりどうにもできぬじゃありませんか。そのときに、しからば救済方法でもお考えになつておるのですか。救済方法を考えないで、それはもうはたらかしていいんだ、こゝういふことにまでなるのですか。い

や、そうじゃない。救済方法も要らない、必ずするのだということであらう。『勧告』することである。『勧告』は、必ずしなければならぬという意味を含めておとす解釈されるのですか、どうですか。

○衆議院議員(高橋一君) それはもの考え方相違だと思ひますが、私は先ほど申し上げましたように、裁判所に一つの権限が与えられれば、いわゆる裁判所としてはその権限を法律の精神に従って実行しなければならぬ義務と責任がある。だから、この規定でもって、おっしゃる通りに、裁判所が勧告なりあるいはまた支払いの命令なりをしなければならぬのを、不当にそれをしないというやうなことは予想しておられないわけですか。それを救済する方法云々という問題がございまして、それはやはり強制執行制度というものがあつて控えておるわけがございまして、終局的にその権利者の権利が奪われるというやうなことはもちろんございせん。まあ強制執行の段階に達します前に、この法律の精神が意図するところが実現できるかどうかという点については、私はこういう表現を用いて参りましたも決して心配はない、こういうふうな考へておるわけがございまして。

○一松定吉君 その不履行に対しては強制執行がある。もちろんその通りですが、しかしながら不履行だということとは、勧告した後不履行であるかどうかをきまるわけですか。あるいは履行を命じたときに不履行であるかどうかをきまるのですよ。勧告することができるときには勧告しないでは、不履行といふことにはなつておらぬ。命じなければ

不履行といふことになつておらぬ。勧告もしない、命令もしないのに、強制執行はできぬですよ。だから、強制執行といふいわゆる強制手段を前提とする義務の履行を勧告をした事実がある、あるいは義務の履行を命じた事実がある。しかるにこの勧告に応じないから強制執行だ、命令に応じないから強制執行だと言ひのならわかるけれども、勧告もしなければ命令もしないのならば、不履行だと言ひことはできないのじゃないですか。そのときはどうなるのかといふことが一つ、いま一つ、私は十五條の二と十五條の三に、前の方は「申出」にし、あとの方は「申立」にして、二つに分けてやるなんというところは、これはおもしろくないと思ふ。どちらも、前が「申出」であらうし、後ろが「申立」ということ、これは、やはり十五條の二も同じですか、これも「申立」といふことになつたらよくはないですか。こういうふうに思うのに、前の方はごく軽微な意味において「申出」にし、うしろの方は手続の煩雜を減ずる意味において「申立」にしたといふことは、少しく十五條の二と十五條の三において取扱ひに相違のあるのは、これはおもしろくないと思ふのです。これは修正者でなく提案者の方に尋ねるのですが、十五條の二は、「申出」でよくて、十五條の三は「申立」でなければならぬといふ理由を一つ承りたい。

○政府委員(村上朝一君) 「申立」といふ言葉は裁判所の手続において用いられるときには、裁判を求める當事者の意思表示をさせるときに「申立」といふ言葉を使つておられます。十五條の三は、履行命令という一つの裁判を求める意思表示をございしますから、「申立」といふ言葉を用いておられますが、十五條の二の方の場合は、裁判を求める意思表示という意味ではございませぬので、審判または調停で定められた義務が履行されてない、何とかしてもらいたいという當事者の希望が家庭裁判所に伝えられますと、家庭裁判所は義務の履行状況を調査いたしましたし、義務が履行されてないことは事実である、これは履行を勧告する必要があると考へましたならば、義務の履行を勧告する、こういうことになつておると考へるのであります。

○一松定吉君 それではますますわからぬ。命令は裁判であり勧告は裁判ではないとおっしゃるが、判決、命令、決定といふ三つに限るといふ裁判ですが、勧告も國家の意思表示でしよう。私はだから家庭裁判所からいへば、勧告も國家の意思で、ある意味の裁判でしよう。しかしながら、判決、命令、決定の中には勧告であるから、それは「申出」でよろしい。こちらのやつは命令である。すなわち判決、命令から、これは「申立」でなければならぬといふことは、私は少しわからぬがね。私の言ひの、どちらも裁判所の行動を促す権利者の意思である「申出」も「申立」も。しかるに「申立」の方は、「申立」に要する条件がございして印紙を張らなければならぬといふ形式をとらなければならぬといふやうなことが「申立」の方にあります。しかしそういうやうなことをさせる必要はない、ごく簡単にやらせるといふ意味で「申出」といふ文字を

使つたのだといふことは、高橋委員長の説明した通りですが、しかしながらどちらも國家の意思である以上は、これはやはり同じように「申出」といふことを「申立」がよいならば前も「申立」にするし、前の「申出」がよいならばうしろも「申出」にする。ただしそういう「申立」の手続によるやうなことを省略することができたら、そういう意思を表明して「申立」といふ文字を使うか、あるいは「申出」といふ文字を使うか。どちらも、十五條の二も十五條の三も、同じやうな「申出」といふ文字を使うか。あるいは二つとも「申立」といふ文字を使うか。もし申立といふ文字を使うならば、申立に要する法律上の条件は省略することができるといふ意味を表明して申立といふ意味を使つたらどうですか。こう言ひの、さういふ程度で。

○衆議院議員(高橋一君) さういふおっしゃつた強制執行ですね。あれはまあ、この履行の勧告とか、それから義務の履行を命令するといふ履行命令が出ておる、確定されておる履行期にそれを行なうべき権利は必ずと存続しているわけでありまして、さらにそれを強制執行の方法によつていふことが家庭事件についてはいろいろの点から見て適當でない、やはり審判及び調停をなした場合にはそのアフター・ケアをやる、その限度はこの改正案程度にとどめよう、そういうところをございしますから、さういふ御了承を願ひます。

○宮城タマヨ君 関連して。村上周長とそれから家庭局長と提案者にちよつと伺ひたい。今の言葉でございします。が、この十五條の二におきまして「勧告」することができぬ。それから十五條の三におきまして義務の履行をなすべきことを命ずることができぬ。この「できる」といふことの法律上の解釈は一体どうすればいいんでございしますか。先ほどからお話を伺つてゐると、してもいい、しなくてもいいといふやうな解釈も受け取れるし、それからまた、義務の上で責任の上でどうしてもこういう言葉があつてもしなればならぬといふやうな御説明にも聞えるんでございします。これを私、法律上の解釈をどうするかといふことを初めにきめておく必要があるんじゃないか。といふことは実は十九國會で少年院法の一部改正がございしましたときに、この少年院から逃走しました子供を連れ戻すことができないといふ文句で非常に問題になつたのです。それで法制局長も見えんでございしますが、そのときには私どもはこの言葉の通りに連れ戻すこともできるけれども、またたとへて言つてみたならば子供が少年院から逃げたといふことは悪いことなれどもございしますけれども、たまたま家に帰つたら落ちていていい子になつてゐるか、また結婚していい家庭を持つてるとかといふ子供は、それは連れ戻さないでその位置に守つてやりたいと、こう考へてこのことがございするといふことで非常に問題が紛糾したんでございしますが、そのときの結論として、これは法律上の言葉として連れ戻すことができないといふ言葉は、連れ戻さなければならぬといふ解釈をするのが当り前だといふことになりまし

て、私も非常に不服だったんです。だが今度のこの法律で申します「することができ」ということはどういふに一体法律上解釈するという御見解でございましょうか。御三方から伺いたいのでございます。

○政府委員(村上前一君) 私は先ほど一松委員の御質問に対してお答えいたしました通り十五條の二及び十五條の三にあります「できる」という言葉は、家庭裁判所にこの権能あるいは権限を与えるという意味でございまして、家庭裁判所の審判官は法律によって与えられた権限を適正に行使する公務員としての責任を持っておりまして、権限を与えられたにかかわらずやってもいい、やらなくてもいいということにはならないと、かように考えております。

○衆議院議員(高橋一君) 先ほど来御説明いたしましたところで御了承願いたいと思ひます。ただいま村上民事局長が御説明になったと問題であるのと御了承願ひます。

○説明員(宇田川潤四郎君) 村上民事局長の御説明と御承願ひ願ひます。

○宮城タマヨ君 それでございましたならば、裁判官の裁量によりまして勧告をする、しなくてもいいと、それからまた十五條の三の方では「命ずることができ」と、命じなくてもいいという解釈でよろしいのでございませぬ。

○衆議院議員(高橋一君) 私の申し上げたのはそういう趣旨ではないんですが、裁判所にこういう権限を与えますのですから、勧告とかあるいは調査とか履行命令をする権限を与えれば、それを与えられた裁判所としてはその

法律の精神に従つてその権限を公正妥当に行使しなければならぬという責任がある、そういうふうに見るべきだと思つております。

○一松定吉君 関連して。この十五條の本文を見ますと「金銭の支払、物の引渡、登記義務の履行その他の給付を命ずる審判は、執行力ある債務名義と同一の効力を有する」と書いてある、だからこれから見ると、家庭の裁判、審判をして、元の夫が元の家内に対して金十万円払えといういわゆる審判をする。そうするとそれは確定すると、いつまでに払えと確定すれば、確定しても払わぬというふうなときにはどういふ十五條の三みたようなものは要らない、直ぐ十五條で執行できる、今、高橋委員のお話であれば十五條の本文によつてみると、すなわち給付を命ずる審判というものは確定するので、から、十五條によつて執行力は債務名義になるの、直ぐ強制執行できますね。それならば十五條の三は要らないのじゃないですか。この点との何はどうか。

○衆議院議員(高橋一君) これは政府委員の方から説明なさるのが相当かと思ひますが、まあ私から法案を通過させているものの立場として御説明申し上げますと、おっしゃる通りに強制執行がまあできると、その強制執行を経て自分の権利の確保ということができるわけでありまして、しかし家庭裁判所の特質から考へて、また家庭裁判所において決定した審判なりあるいは調停といふものは、権利者がほかの債権債務とは異なつて非常に弱い立場にあるのです。普通民事訴訟に現われまるところを全般的に見ますと、権利者の方がどうも経済的條件がよくて債務者の方が悪い場合が相当多いのですが、家庭裁判所の事件といふものはそれが逆でございまして、権利者の方が貧乏だったりその他弱い立場に立つておるというところ、それからいふ一つはこれは資料も提供されておると思ひますが、その債権額が非常に少く五万円以下程度のものが非常に多いわけでございます。そういうふうな弱い立場にあるものが小さい債権を抱えておしてそれを強制執行に訴えなければならぬということになりますと、現在のこの強制執行のあり方からいいますと、やはり強制執行によつて権利を實現するといふことが非常に困難である。そういうところを考へまして、弱い者が小額の権利を抱えておる、それを家庭裁判所の本質から考へてアッダー・ケアとして強制執行権はあるんだけれども、さらにその上にめんどろを見て調査をし、履行の勧告もし、そうしてまた履行命令をして、そうしてこの法律の目的でございまして、三

府委員の方から説明なさるのが相当かと思ひますが、まあ私から法案を通過させているものの立場として御説明申し上げますと、おっしゃる通りに強制執行がまあできると、その強制執行を経て自分の権利の確保ということができるわけでありまして、しかし家庭裁判所の特質から考へて、また家庭裁判所において決定した審判なりあるいは調停といふものは、権利者がほかの債権債務とは異なつて非常に弱い立場にあるのです。普通民事訴訟に現われまるところを全般的に見ますと、権利者の方がどうも経済的條件がよくて債務者の方が悪い場合が相当多いのですが、家庭裁判所の事件といふものはそれが逆でございまして、権利者の方が貧乏だったりその他弱い立場に立つておるというところ、それからいふ一つはこれは資料も提供されておると思ひますが、その債権額が非常に少く五万円以下程度のものが非常に多いわけでございます。そういうふうな弱い立場にあるものが小さい債権を抱えておしてそれを強制執行に訴えなければならぬということになりますと、現在のこの強制執行のあり方からいいますと、やはり強制執行によつて権利を實現するといふことが非常に困難である。そういうところを考へまして、弱い者が小額の権利を抱えておる、それを家庭裁判所の本質から考へてアッダー・ケアとして強制執行権はあるんだけれども、さらにその上にめんどろを見て調査をし、履行の勧告もし、そうしてまた履行命令をして、そうしてこの法律の目的でございまして、三

重に保護していこうという、こういう理念であるといふことを御了解願ひたいと思ひます。

○赤松常子君 たびたび質問がございまして重複している点は避けるつもりでございしますが、もう一度その提案者に伺ひたいのでありますが、今まで家事審判法があつても泣き寝入りの人がなきにしもあらずで、むしろ泣き寝入りの人が多いからその改正案が必要であつたと思ひますが、その点一つ。

○政府委員(村上前一君) 家庭裁判所の審判は、ただいま一松委員が御指摘になりました通りに、第十五條の規定によりまして債務命令と同一の効力を持つておるわけでありまして、また調停につきましては、別に第二十一條がございまして確定判決と同一の効力を持つので、家庭事件について家庭裁判所で成立した審判または調停を債務命令とする強制執行はできるわけでありまして、強制執行ができるからほかの手段は必要ないといふことであります。これは、この法律案は提案の必要はなかつたわけでございますが、家の事情がございましては、当事者が現に近親者でありまたかつて近親の關係にあつた者、また相互の間におけるあるいは扶養であるとか離婚の場合の財産分与であるとかいふ権利が対象になつております関係上、当事者はとかく強制執行の手段に訴えることを回避しようとする傾向があるのであります。またたまたま高橋委員長からお話がございまして、泣き寝入りというときに、そのつど強制執行の手段に訴えるといふことではどういふ負担にたえないし、また実情に適さないといふようなところから、先ほど宮城委員からお話があつたように泣き寝入りというふうな状態がなきにしもあらずという状況でありまして、強制執行をやればよろしいといふだけでは済むまいといふところか

ら、この法律案が提案された次第でございまして、

○赤松常子君 それであれば先ほど申し上げた指摘されておりますように、勧告することができるといふようなことは非常にいいまいだと思ひるので、この改正案の必要性を貫徹するならば、必ず勧告しなければならぬと改めたいと思ひますが、た

七

（居住地以外の記載事項の変更登録）

第九條 外国人は、登録原票の居住地以外の記載事項に変更を生じた場合には、その変更を生じた日から十四日以内に、その居住地の市町村の長に対し、変更登録申請書及びその変更を生じたことを証する文書を提出して、その記載事項の変更の登録を申請しなければならない。

2 前条第三項及び第六項の規定は、前項の申請の場合に、同条第七項の規定は、前項の申請の期間についてそれぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「居住地の記載」とあるのは「居住地以外の記載」と、同条第六項中「居住地変更の登録」とあるのは「居住地以外の記載事項の変更の登録」と読み替へるものとする。

（市町村又は都道府県の廃置分合等に伴う変更登録）

第十條 市町村の長は、市町村又は都道府県の廃置分合、境界変更又は名称の変更により登録原票の記載が事実と合致しなくなったときは、登録原票に変更の登録をしなければならない。

2 市町村の長は、当該市町村の区域内に居住地を有する外国人が、前項に規定する理由によりその記載が事実と合致しなくなった登録証明書を提出したときは、その記載を書き換えなければならない。

（登録証明書の切替交付）

第十一條 外国人は、第四条第一項の登録を受けた日から三年を経過する日前三十日以内に、その居住

地の市町村の長に対し、次の各号に掲げる書類及び写真を提出して、登録原票の記載が事実と合致しているかどうかの確認を申請しなければならない。確認を受けた日から三年を経過する日前三十日以内においても、同様とする。

一 登録事項確認申請書一通

二 旅券

三 写真三葉

2 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

3 市町村の長は、第一項の確認をしたときは、登録原票に基き新たに登録証明書を交付しなければならない。

4 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

5 外国人は、第三項の規定による登録証明書の交付を受ける場合には、その所持する登録証明書を市町村の長に返納しなければならない。

6 市町村の長は、第三項の規定により登録証明書を交付したときは、交付の日前に当該外国人に対して交付された登録証明書に係る第六条第三項又は第七条第三項の規定による登録証明書を交付することができない。

7 第三項の規定により登録証明書が交付されたときは、交付の日前に当該外国人に対して交付された登録証明書で紛失又は盗難に係るものは、その効力を失う。

8 外国人は、第三項の規定による登録証明書の交付を受けた場合において、前項の登録証明書を回復

するに至つたときは、すみやかにその居住地の市町村の長に対し、当該登録証明書を返納しなければならない。

9 第六条第七項の規定は、第一項の申請があつた場合に準用する。

10 市町村の長は、第五項又は第八項の規定により返納を受けた登録証明書を、都道府県知事を経由して法務大臣に送付しなければならない。

第十二條 第一項中「本邦を出国する場合」の下に「（出入国管理令第二十六條の規定による再入国の許可を受けて出国する場合を除く。）」を加え、同条第三項中「第十五条各号」を「第十五条第二項各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（再入国の許可を受けて出国する者の登録証明書）

第十二條之二 外国人は、出入国管理令第二十六條の規定による再入国の許可を受けて本邦を出国する場合においては、その者が出国する出入国港において入国審査官に登録証明書を提出しなければならない。

2 入国審査官は、前項の規定による登録証明書の提出を受けたときは、当該外国人の出国前の居住地の市町村の長に対し、すみやかに当該登録証明書を交付しなければならない。

3 第一項の外国人は、本邦に再入国したときは、再入国した日から十四日以内に、出国前の居住地の市町村の長に対し、登録証明書の返還を申請しなければならない。

4 市町村の長は、前項の申請があつたときは、第二項の規定により

送付を受けた登録証明書を当該外国人に返還しなければならない。

5 第二項の規定による登録証明書の送付を受けた市町村の長は、法務大臣から当該外国人に係る再入国の許可がその効力を失つた旨の通知を受けたときは、当該登録証明書を、都道府県知事を経由して法務大臣に送付しなければならない。

第十三條の見出し中「携帯」を「受領、携帯」に改め、同条第一項中「外国人は、」の下に「市町村の長が交付し、又は返還する登録証明書を受領し、」を加え「登録証明書」を「これ」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第四項を削る。

ただし、十四歳に満たない外国人は、登録証明書を携帯していることを要しない。

第十四條中「第十一条第二項」を「第十一条第一項」に改め「政令で定めるところにより、」を削り、「登録証明書交付申請書、登録証明書引替交付申請書、登録証明書再交付申請書又は指紋原紙」を「及び指紋原紙二葉」に改め、同条に後段として次のように加える。

第十五條の規定により、代理人が代つてその申請をする場合における本人についても同様とする。

第十四條に次の三項を加える。

2 前項前段の規定による指紋は、同項に規定する申請と同時に（市町村の長が指示したときは、その申請に伴つて交付される登録証明書の受領と同時に）押すものとし、同項後段の規定による指紋は、第十五條に規定する疾病その他身体障害が登録証明書の受領

前になくなつたときは受領と同時に、登録証明書の受領までになくなつたときは当該疾病その他身体障害がなくなつた後直ちに押すものとする。

3 指紋の押すの方法、前項に規定する時期に押すことができないか又は相当でない場合における指紋の押すの時期その他第一項の規定による指紋について必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には、適用しない。

第十五條の見出しを「本人の出頭義務と代理人による申請等」に改め、同条中「申請、届出若しくは返納」を「申請若しくは登録証明書の受領、提出若しくは返納」に、「第三條第一項、第七條第一項若しくは第五項、第八條第一項、第二項若しくは第六項、第十條第一項、第十一條第二項又は第十二條第一項若しくは第二項の申請、請求、届出又は返納」を「前項に規定する申請又は登録証明書の受領、提出若しくは返納」に改め、後段として次のように加える。

外国人又は外国人であつた者が十四歳に満たない場合において、は、第十二條の二第一項の規定による登録証明書の提出又は第七條第六項、第十一條第八項若しくは第十二條第一項若しくは第二項の規定による登録証明書の返納について、同様とする。

第十五條を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

この法律に定める申請、登録証明書の受領、提出（第十二條の二第一項の規定によるものを除く。）若

しくは返納(第十一条第五項の規定によるものに限る)又は指紋の押なつは、自ら当該市町村の事務所に出現して行わなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。
(事実の調査)

第十五条の二 市町村の長は、第三条第一項、第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項、第九條第一項、第十一條第一項又は第十二條の二第三項の申請があつた場合において、申請の内容について事実と反することを疑うに足りる相当な理由があるときは、外国人登録の正確な実施を図るため、その職員に事実の調査をさせることができる。この場合において、必要があるときは、当該申請をした外国人に出頭を求めることができる。

2 前項の調査のため必要があるときは、市町村の職員は、当該申請をした外国人その他の関係人に対し質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 市町村の職員は、市町村の事務所以外の場所において前項の行為をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、当該申請をした外国人その他の関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十六条の見出しを「(変更登録の報告)」に改め、同条第一項中「第八條第四項若しくは第七項、第九條第二項又は第十條第二項」を「第八條第六項(第九條第二項において準用する場合を含む)又は第十條第一項」に、「登録原票の記載の書換」を「変更登録」に改め、同項及び同条第二項中「通知」を「報告」に改める。

第十七条を次のように改める。
(実施規定)

第十七条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

第十八条第一号から第三号までは次のように改める。

一 第三条第一項、第七條第一項、第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項、第十一條第一項又は第十二條の二第三項の規定に違反してこれらの規定による申請をしないこれらの項に規定する期間をこえて本邦に在留する者

二 第三条第一項、第七條第一項、第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項、第十一條第一項又は第十二條の二第三項の規定による申請に關し虚偽の申請をした者

三 第三条第一項、第七條第一項、第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項、第十一條第一項又は第十二條の二第三項の規定による申請(第十五條第二項の規定による場合の申請を含む)を妨げた者

第十八條第一項第四号中「第三條第六項又は第十一條第五項において準用する第三條第六項」を「第三條第四項」に、同項第五号中「第六條第四項」を「第六條第五項」に、「従わなかつた者」を「従わず、又は同項の規定による命令による申請

更登録」に改め、同項及び同条第二項中「通知」を「報告」に改める。

第十七条を次のように改める。
(実施規定)

第十七条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

第十八条第一号から第三号までは次のように改める。

(第十五條第二項の規定による場合の申請を含む)を妨げた者に、同項第六号中「第七條第五項又は第十二條第一項若しくは第二項」を「第七條第六項、第十一條第五項若しくは第八條、第十二條第一項若しくは第二項又は第十二條の二第一項」に改め、同項同号の次に次の一を加える。

六の二 第七條第六項、第十一條第五項若しくは第八條、第十二條第一項若しくは第二項又は第十二條の二第一項の規定による登録証明書の返納又は提出(第十五條第二項の規定による場合の返納又は提出を含む)を妨けた者

第十八條第一項第七号を次のように改め、同項第十号中「他人に」を削る。

七 第十三條第一項若しくは第二項の規定に違反して登録証明書を受領せず、これを携帯せず、若しくはその提示を拒み、又は市町村の長が交付し若しくは返還する登録証明書の受領(第十五條第二項の規定による場合の受領を含む)を妨げた者

第十九條 第十五條第二項に規定する場合において、同項各号に掲げる者が、第三條第一項、第七條第一項、第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項、第十一條第一項又は第十二條の二第三項の規定に違反して、これらの規定による申請をせず、第十三條第一項の規定に違反して登録証明書を受領せず、又は第七條第六項、第十一條

更登録」に改め、同項及び同条第二項中「通知」を「報告」に改める。

第十七条を次のように改める。
(実施規定)

第十七条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

第十八条第一号から第三号までは次のように改める。

一 第三条第一項、第七條第一項、第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項、第十一條第一項又は第十二條の二第三項の規定に違反してこれらの規定による申請をしないこれらの項に規定する期間をこえて本邦に在留する者

二 第三条第一項、第七條第一項、第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項、第十一條第一項又は第十二條の二第三項の規定による申請に關し虚偽の申請をした者

三 第三条第一項、第七條第一項、第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項、第十一條第一項又は第十二條の二第三項の規定による申請(第十五條第二項の規定による場合の申請を含む)を妨げた者

第十八條第一項第四号中「第三條第六項又は第十一條第五項において準用する第三條第六項」を「第三條第四項」に、同項第五号中「第六條第四項」を「第六條第五項」に、「従わなかつた者」を「従わず、又は同項の規定による命令による申請

更登録」に改め、同項及び同条第二項中「通知」を「報告」に改める。

第十七条を次のように改める。
(実施規定)

第十七条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

第十八条第一号から第三号までは次のように改める。

一 第三条第一項、第七條第一項、第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項、第十一條第一項又は第十二條の二第三項の規定に違反してこれらの規定による申請をしないこれらの項に規定する期間をこえて本邦に在留する者

第五項若しくは第八項、第十二條第一項若しくは第二項若しくは第十二條の二第一項の規定に違反して登録証明書の返納若しくは提出をしなかつたときは、五千円以下の過料に処する。第十二條第三項本文の規定に違反して登録証明書の返納をしなかつた者も、同様とする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に外国人登録原票が作成されている外国人に対するこの法律による改正後の外国人登録法(以下「新法」という)第十一條第一項の規定の適用に關しては、当該外国人がこの法律による改正前の外国人登録法(以下「旧法」という)第三條第一項の申請をした日(当該外国人が旧法第十一條第二項の申請をしたことがある者であるときは、最後にその申請をした日)をもつて、新法第四條第一項の登録を受けた日(当該外国人が旧法第十一條第二項の申請をしたことがある者であるときは、確認を受けた日)とし、新法第十一條第一項中「三年」とあるのは「二年」とする。ただし、当該外国人がこの法律の施行後、最初に新法第十一條第一項の申請をした後は、この限りでない。

3 この法律の施行前に出入国管理令第二十六條の規定による再入国の許可を受けて本邦を出国した外国人が、この法律の施行後に本邦に入つたときは、この法律の施行後最初に本邦に入つたときに限り、再入国の許可によらないで本邦に入つたものとみなす。

二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、大阪拘置所の都島区内移築反対に關する請願(第四六〇号)

一、人権擁護事業予算増額に關する請願(第四六八号)(第四七三号)

一、宮城県築館簡易裁判所に家庭裁判所併置の請願(第四八三号)

第四六〇号 昭和三十一年二月九日受理

大阪拘置所の都島区内移築反対に關する請願

請願者 大阪市都島区大東町一ノ六二 本田玉子外二万三千五十名

紹介議員 一松定吉君 左藤義詮君 亀田得治君 森下政一君 加藤正人君

大阪拘置所の移転が都島区善源寺町に決定し、着々と、その移築計画が進められていくと、その移築計画が、本移築問題は、北區或は城東區において区民の猛烈な反対にあり、そのために計画が折れており、その経過からみて、古い歴史と内容を誇る大阪市立都島工業高等学校及び同高等二高等学校の文教施設の中心地たる善源寺町に移築されるのは、これ等學園に在籍する學生生徒に与える心理的影響が大きく、また、理想的工場地帯、日光地帯の建設計画を進めている隣接地の区民の意思を無視した行為で、区民に与える影響も

甚しいから、当都島区内への拘置所移
築計画案は廃止せられたいとの請願。

第四六八号 昭和三十一年二月十

日受理

人権擁護事業予算増額に関する請願

請願者 徳島市新蔵町二ノ一九八

番地徳島県人権擁護委
員連合会内 木村敏

紹介議員 紅露みつ君

人権擁護委員は、憲法の保障する国民
の基本的人権を擁護することを使命と
して日夜その重責の完遂に腐心してい
るが、この職務遂行のために配布され
ている政府予算が僅少のため十分の成
果を挙げ得ない実状にあるから、すみ
やかに本予算の増額措置を講ぜられたいとの請願。

第四七三号 昭和三十一年二月十

日受理

人権擁護事業予算増額に関する請願

請願者 山形市緑町二ノ九ノ一

山形県人権擁護委員連
合会内 小林正一

紹介議員 小林亦治君

この請願の趣旨は、第四六八号と同じ
である。

第四八三号 昭和三十一年二月十

日受理

宮城県築館簡易裁判所に家庭裁判所併
置の請願

請願者 宮城県栗原郡築館町役

場内 千葉秋男

紹介議員 高橋進太郎君

宮城県築館町は、県下最大の郡である
栗原郡の中心地として、各官公庁の出

先機関が集結設置されているが、ひと
り家庭裁判所のみは古川市に出向かな
ければ用務を弁じ得ない現況にあつ
て、郡民に与える時間的経済的損失が
大きいから、すみやかに築館簡易裁判
所に家庭裁判所を併置せられたいとの
請願。